京総総第５２３号
令和８年 11 月 20 日

東京税理士会京橋支部
支部長　宇都宮　功 殿

京橋税務署長
吉瀬　唯史（官印省略）

税務調査等における帳簿等データの提出依頼に関する取組等について（周知依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国税庁におきましては、本年７月以降、実地の調査の実施に当たり、調査事務の適正かつ円滑な遂行や納税者等の皆様の負担軽減の観点から、調査にお伺いする個々の納税者等の皆様のデジタル化の状況も踏まえそのご理解とご協力の下で、実地の調査前に帳簿等データの提出をお願いする取組を行っております。

また、併せて、納税者等から提出いただくこととなる帳簿等データの情報管理の重要性に鑑み、納税者等の皆様に帳簿等データの提出を依頼する際には、国税当局における電子データの取扱いを説明する取組も実施しているところです。

今般、納税者・税理士の方々がこれらの取組に関して、より正確にご理解いただけるよう、実地の調査前に帳簿等データの提出をお願いする取組について、別紙のとおり変更するとともに、国税庁ホームページの掲載内容を刷新いたしました。

つきましては、税務調査等における帳簿等データの提出依頼に関する取組等について、貴会及び国税庁において共通の認識の下で本取組が進められるよう、より一層のご理解とご協力をいただくとともに、税理士の皆様に対して、周知していただきますようお願い申し上げます。

○ 国税庁ホームページの掲載場所

https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/denshi_data/index.htm

○ 掲載内容

別添のとおり。

【連絡先】
京橋署　電話番号（代表）：03-4434-0011
総務課　課長補佐　小谷（内線 2220）

（別紙）

○ 実地の調査前に帳簿等データの提出をお願いする取組に関する変更点

・ 税務調査等における帳簿等データの取扱い

帳簿等データの提出依頼時期について、税務調査に関する予見可能性を確保するという事通知の趣旨を踏まえ、「調査通知後」から「原則として事前通知後」に変更します。

・ 上記取扱いの説明時期

調査通知の際に、納税者等に対して、「事前通知後に帳簿等データの提出をお願いする予定である」旨を説明します。

・ 例外的な取扱い

調査通知後、事前通知までの間に、日程調整等に時間を要する場合には、事前通知前に帳簿等データの提出をお願いする場合もあります。

・ 本取扱いの開始時期

令和８年 10 月 13 日以降に調査通知を実施する実地の調査から適用します。

別添

税務調査等における帳簿等データの提出依頼に関する取組等について

国税庁では、納税者等の皆様の利便性の向上や税務行政の効率化を図る観点から、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組んでおり、その一環として納税者等の皆様の帳簿等のデータを提出いただく取組を実施しております。

なお、税務調査に限らず国税庁全体のオンラインツールの利用に関する取組についてお知りになりたい方は、「税務行政におけるオンラインツールの利用について」をご確認ください。

1　実地の調査前の帳簿等データの提出のお願い

税務調査につきましては、事業活動の現況確認等が必要であると判断した場合には、原則として実地の調査を行うこととしております。その際、効率的な調査の実施に資すると認められる場合には、税務調査を進める過程での連絡や依頼した資料等を提出していただく際の手段として、オンラインツールを利用する場合があります。

特に、実地の調査の実施に当たりましては、調査事務の適正かつ円滑な遂行や納税者等の皆様の負担軽減の観点から、調査にお伺いする個々の納税者等の皆様のデジタル化の状況も踏まえながら、納税者等の皆様のご理解・ご協力の下、実地の調査前に帳簿等データの提出をお願いする取組を行っております。

■　実施の方法

本取組の実施に当たりましては、実地の調査を行うことを予定して調査通知を行う場合には、当該実地の調査前における帳簿等データの提出の依頼は、原則として、事前通知後に行うこととしております。

ただし、実地の調査にお伺いする日時の調整に時間を要するといった場合には、調査事務の適正かつ円滑な遂行や納税者等の皆様の負担軽減の観点から、事前通知に先立ち、帳簿等データの提出をお願いさせていただく場合がございます。

■　本取組の意義

この取組により、これまで実地の調査後に実施していた帳簿等の確認作業の一部について、提出いただいた帳簿等データを活用し、実地の調査までに税務署等で実施することが可能となるため、調査の効率化が図られ、また、調査期間や実地の調査による拘束時間の短縮が期待できるなど納税者等の皆様の負担軽減にもつながるものと考えております。

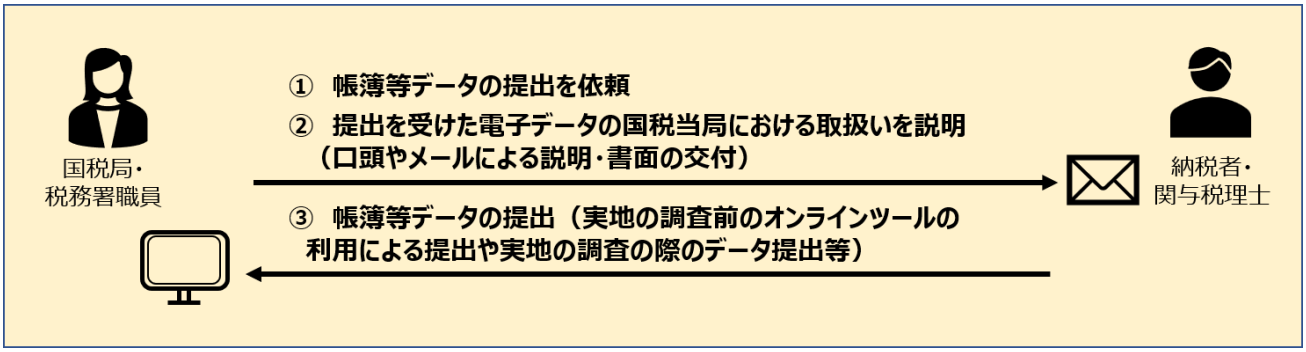
本取組について、ご理解とご協力をお願いいたします。

2　帳簿等データの提出を受ける際の国税当局における対応

従前より、国税当局においては、納税者等の皆様よりご提出いただいた帳簿等データについて、国税庁において定めた行政文書管理規則に従い厳重に管理をしています。

今般、令和８年７月以降に実施する税務調査につきましては、納税者等から提出を受けた帳簿等データの情報管理の重要性及び税務調査におけるオンラインツールの利用開始を踏まえ、納税者等の皆様に帳簿等データの提出を依頼する際には、国税当局における電子データの取扱いを説明する取組を開始しております。

本取組の概要については、下記のとおりです。



■　国税当局における電子データの取扱い説明の実施の方法（上記②）

国税局・税務署職員（調査担当者）は、税務調査において納税者等の皆様が保有する帳簿等データの提出を依頼する際には、国税当局における電子データの取扱いについて、納税者等の皆様に対して説明を行います。

具体的には、説明文書「税務調査等において納税者等の皆様から提出を受けた帳簿等データの取扱いについて」を交付し、当該説明文書に記載している内容の説明を行うこととしております。

なお、税務調査の過程においてオンラインツール（メール）を利用して帳簿等データの提出を依頼する場合につきましては、メール本文に同内容の説明を記載するなどの対応を行います。

【主な説明内容】
- 国税当局における電子データの取扱い（電子データの受領や管理、消去）
- 国税当局の情報セキュリティ体制
- 国税職員の守秘義務違反に係る罰則規定

■　提出いただいた電子データの取扱いについて

電子データを含め、国税当局が税務調査等において提出を受けた情報は、行政文書として保存されます。例えば、課税処分の証拠として保存が必要なものは、標準文書保存期間基準等に従って保存期間（通常は７年）を設定した上で、管理し、保存期間が満了した後は消去します。

３　Q＆A

税務調査等における帳簿等データの提出依頼等に関するＱ＆Ａ（令和８年 10 月）（PDF/●KB）

※PDF ファイルが開けない、印刷できないなどの場合はこちらをご覧ください。

各種取組に関してお問合せが多いご質問などは随時更新し、掲載します。

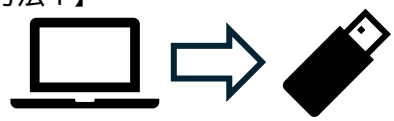
税務調査等において納税者等の皆様から提出を受けた帳簿等データの取扱いについて

税務調査等において、申告内容等を確認するため、国税通則法に規定する質問検査権に基づき、国税職員から納税者等の皆様へ、帳簿書類その他の物件に係る電磁的記録（以下「帳簿等データ」といいます。）の提出を求めることがあります。国税当局では、納税者等の皆様から提出を受けた帳簿等データについて、以下のとおり適切に取り扱っています。

※　電磁的記録とは、パソコンの端末などに保存している電子データをいいます。

❶ データの受領

【方法１】



税務署等のＵＳＢメモリ等を使用して、納税者等の皆様のパソコンから帳簿等データを受領

【方法２】



オンラインツールを利用して、帳簿等データを受領

❷ ＵＳＢメモリ等に一時保存



- 暗号化処理又は代替措置を必ず施し、外部への情報漏えいを防止
- 国税庁の環境下にデータを移行するなど、ＵＳＢメモリ等での保存の必要がなくなり次第、速やかにＵＳＢメモリ等のデータを消去

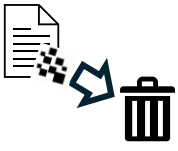
❸ 国税庁での管理



- 政府統一基準を踏まえつつ、国税職員が職務上必要な情報のみ利用可能な仕組みを構築
- 定期的なセキュリティ監査を実施
- 情報の不正利用や情報漏えい等の防止

※ 国税庁の基幹システムは、情報セキュリティに関する国際規格に基づく認証を取得しています。

❹ 保存期間満了時に削除



- 保存期間満了までの間、国税庁において定めた行政文書管理規則等に従い、厳重に管理
- 保存期間が満了した後は、同規則等に基づき確実に消去

国税職員の守秘義務について



国税職員には、国家公務員法上の守秘義務とともに、国税通則法により国家公務員法よりも重い守秘義務が課されており、国税に関する調査において知り得た秘密を漏らしたときは罰則の対象となります。

Ｑ＆Ａについて



国税庁ホームページでは「税務調査等における帳簿等データの提出依頼等に関するＱ＆Ａ」を公開しています。

国税局・税務署

税務調査等における帳簿等データの提出依頼等に関するＱ＆Ａ

令和８年 10 月
国　　税　　庁

税務調査等における帳簿等データの提出依頼等に関する事項をＱ＆Ａとして取りまとめましたので、参考としてください。

目次

【実地の調査前のデータ提出依頼に関する事項】 3
問１　実地の調査前に帳簿等データの提出を求める趣旨は何でしょうか。 3
問２　実地の調査を予定している場合には、原則、事前通知後に帳簿等データの提出依頼を行うとのことですが、事前通知前においても依頼がされることはあるのでしょうか。 3
問３　実地の調査を予定していない調査の場合には、帳簿等データの提出を依頼されることはないのでしょうか。 4
問４　事前通知前に帳簿等データの提出の依頼がされる場合は、その範囲は具体的に指定されるのでしょうか。 4
問５　実地の調査前の帳簿等データの提出依頼に応じない場合、罰則の対象となるのでしょうか。 4
問６　セキュリティ上の観点から、実地の調査前の帳簿等データの提出に代えて、帳簿書類等を書面で提出する対応でも問題ないでしょうか。または、実地の調査時に帳簿等データの提出や帳簿書類等を提示又は提出をする対応でも問題ないのでしょうか。 5
問７　実地の調査前に帳簿等データの提出をした場合、事前通知における「調査を開始する日時」はいつになるのでしょうか。 5
問８　実地の調査前に帳簿等データの提出を行った場合において、その後、修正申告書の提出を行ったときは、加算税の適用はどうなるのでしょうか。 5

【提出を受けた電子データの取扱いに関する事項】 7
問９　説明文書「税務調査等において納税者等の皆様から提出を受けた帳簿等データの取扱いについて」に記載がされている「国税庁において定めた行政文書管理規則等」とは、具体的にはどのようなものですか。 7
問 10　説明文書「税務調査等において納税者等の皆様から提出を受けた帳簿等データの取扱いについて」において、保存期間が満了した後は消去する旨言及がありますが、帳簿等データの「保存期間が満了した後」とはいつなのでしょうか。 7
問 11　税務調査において提出した帳簿等データは、国税当局において、どのように管理されるのでしょうか。 7
問 12　税務調査において提出した帳簿等データは、それ以外の税務調査等で利用されることもあるのでしょうか。また、その場合、個人情報保護の観点から問題ないでしょうか。 8

【実地の調査とオンライン調査の関係に関する事項】 9
問 13　Teams を活用したオンライン面談による調査（例えば、カメラをオンにした数時間の面談）は、「実地の調査」に該当するのでしょうか。 9
問 14　帳簿等データの提示について、Teams の画面共有機能を用いて該当する帳簿書類等を画面上で示すことは、問題ないでしょうか。 9
問 15　Teams を活用したオンライン調査の際に、調査担当者の方の身分を証明するものの提示を求めることはできますか。 9
問 16　オンラインストレージサービスにより提出した帳簿等データについて、留置きの対象となるのでしょうか。 9

【実地の調査前のデータ提出依頼に関する事項】

問１　実地の調査前に帳簿等データの提出を求める趣旨は何でしょうか。

【答】

国税庁では、納税者等の皆様の利便性の向上や税務行政の効率化を図る観点から、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組んでいます。

実地の調査の実施に当たりましては、調査事務の適正かつ円滑な遂行や納税者等の皆様の負担軽減の観点から、調査にお伺いする個々の納税者等の皆様のデジタル化の状況も踏まえながら、納税者等の皆様のご理解・ご協力の下、実地の調査前に帳簿等データの提出をお願いする取組を行っているところです。

本取組の実施に当たりましては、実地の調査を行うことを予定して調査通知を行う場合には、当該実地の調査前における帳簿等データの提出の依頼は、原則として、事前通知後に行うこととしております。

ただし、実地の調査にお伺いする日時の調整に時間を要するといった場合には、調査事務の適正かつ円滑な遂行や納税者等の皆様の負担軽減の観点から、事前通知に先立ち、帳簿等データの提出をお願いさせていただく場合がございます。

この取組により、これまで実地の調査後に実施していた帳簿等の確認作業の一部について、提出いただいた帳簿等データを活用し実地の調査までに税務署等で実施することが可能となるため、調査の効率化が図られ、また、調査期間や実地の調査による拘束時間の短縮が期待できるなど納税者等の皆様の負担軽減にもつながるものと考えております。

本取組について、ご理解とご協力をお願いいたします。

問２　実地の調査を予定している場合には、原則、事前通知後に帳簿等データの提出依頼を行うとのことですが、事前通知前においても依頼がされることはあるのでしょうか。

【答】

実地の調査以外の場面も含め、国税に関する「調査」について必要があるときは、法令上、質問検査権を行使することができることとされておりますが、「実地の調査」において質問検査権を行使する場合には、原則として事前通知を行うことが求められております。

そのため、実地の調査を行うことを予定している場合には、当該実地の調査前における帳簿等データの提出の依頼は、原則として、事前通知後に行うこととしております。

ただし、実地の調査にお伺いする日時の調整に時間を要するといった場合には、調査事務の適正かつ円滑な遂行や納税者等の皆様の負担軽減の観点から、実地の調査を行う際に必要となる事前通知に先立ち、帳簿等データの提出をお願いさせていただく場合がございます。

当該求めをお願いするに当たりましては、帳簿等データの提出期限等について、納税者等の皆様の事情を踏まえつつ、丁寧に対応してまいります。

（注）１　「実地の調査」とは、国税の調査のうち、当該職員が納税義務者の支配・管理する場所（事業所等）等に臨場して質問検査等を行うものをいいます（国税通則法第７章の２（国税の調査）等関係通達４－４）。

２　実地の調査を行うことを予定して調査通知を行った場合において、事前通知前を含め実地の調査前に帳簿等データの提出を求める行為は、「実地の調査」以外の調査として行う質問検査等に該当します。

問３　実地の調査を予定していない調査の場合には、帳簿等データの提出を依頼されることはないのでしょうか。

【答】

実地の調査を予定していない調査の場合であっても、質問検査等の一環として、帳簿等データの提出をお願いする場合もあります。

実地の調査を予定していない調査の場合、提出いただいた帳簿等データについては、税務署において確認を行い、その結果、更正決定等をすべきと認められないと判断した場合には、調査が終了した旨を口頭により連絡します。

なお、当該確認の結果、実地の調査が必要と判断した場合には、速やかに事前通知を実施し、実地の調査を実施します。

問４　事前通知前に帳簿等データの提出の依頼がされる場合は、その範囲は具体的に指定されるのでしょうか。

【答】

法令上、帳簿等データの提出依頼を含め、質問検査権の行使は、調査について必要がある限りにおいて行うことができることとされています。

また、事前通知においては、納税者や税理士の皆様に対し、調査の対象となる帳簿書類等を確認した上で、当該帳簿書類等を含む事前通知に係る事項を通知することとしているところ、事前通知前において帳簿等データの提出の依頼をする場合も同様に行うべきものと考えます。

したがって、帳簿等データを納税者等の皆様に確認した上で、調査について必要となる範囲に限って依頼することとしています。

問５　実地の調査前の帳簿等データの提出依頼に応じない場合、罰則の対象となるのでしょうか。

【答】

法令上、物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなく応じなかった場合についての罰則規定（国税通則法第 128 条）が設けられているところ、正当な理由がなく実地の調査前の帳簿等データの提出の依頼に応じていただけない場合も、当該罰則規定の対象となりうるものと考えられます。

ただし、従前の物件の提示又は提出の要求した場合における取扱いと同様に、実地の調査前の帳簿等データの提出の依頼に応じないことのみをもって罰則が適用されるものではなく、また、強権的に帳簿等データの提出を求めることはありません。あくまでも、帳簿等データの提出の依頼は、納税者等の皆様のご理解とご協力の下、その承諾を得て実施することとしております。

問６　セキュリティ上の観点から、実地の調査前の帳簿等データの提出に代えて、帳簿書類等を書面で提出する対応でも問題ないでしょうか。または、実地の調査時に帳簿等データの提出や帳簿書類等を提示又は提出をする対応でも問題ないのでしょうか。

【答】

実地の調査前の帳簿等データの提出の要求を含め、物件の提示又は提出の要求に対しては、法令上、正当な理由がある場合を除き、これに応じていただくことが必要です（問５参照）。

今般の実地の調査前に帳簿等データの提出をお願いする取組については、あくまでも納税者等の皆様の理解と協力の下、その承諾を得て実施することとしております。

実地の調査前に帳簿等データを提出いただく趣旨には、書面で提出いただく場合と比べ、帳簿等データで提出いただくことで、その分析・検証をスムーズに行うことができることも含まれると考えておりますので、その趣旨をご理解いただき、可能な限り帳簿等データによる提出にご協力をお願いします。

また、実地の調査後に提出いただく場合に比べ、実地の調査前に提出いただいた帳簿等データの分析・検証を行うことにより、調査事務の適正かつ円滑な遂行が図られ、調査期間や実地の調査による拘束時間の短縮が期待できるなど納税者等の皆様の負担軽減にもつながりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

なお、国税庁においては、政府統一基準を踏まえつつ、国税職員が職務上必要な情報のみ利用可能な仕組みを構築するとともに、定期的にセキュリティ監査を実施するなど、提出を受けた帳簿等データを含む情報の不正利用や情報漏えい等の防止に細心の注意を払っております。

（注）「政府統一基準」とは、サイバーセキュリティ基本法に基づく、政府機関及び独立行政法人等の情報セキュリティ水準を維持・向上させるための統一的な枠組みをいいます。

問７　実地の調査前に帳簿等データの提出をした場合、事前通知における「調査を開始する日時」はいつになるのでしょうか。

【答】

実地の調査前にオンラインツールを利用して帳簿等データの提出を求める場合、その行為は質問検査権の行使に該当しますが、実際の臨場が伴わないため、当該行使は「実地の調査」には該当しないこととなります。

したがって、事前通知における「調査を開始する日時」は、初めて事業所等に臨場して帳簿書類等の提出又は提示を求めるといった質問検査権を行使する日時となります。

（注）　仮に、通知した「調査を開始する日時」より前に、実際に納税者の方の事務所等や税理士事務所に臨場して帳簿等データを提出いただくこととなった場合、その行為は「実地の調査」としての質問検査権の行使に該当することとなるため、通知した「調査を開始する日時」の変更を行った上で臨場することとなります。

問８　実地の調査前に帳簿等データの提出を行った場合において、その後、修正申告書の提出を行ったときは、加算税の適用はどうなるのでしょうか。

【答】

過少申告加算税を例にすると、調査通知後に修正申告書の提出があった場合、原則として、その提出が、「調査があったことにより更正があるべきことを予知してされたもの」であるときは 10%となり、「調査があったことにより更正があるべきことを予知してされたもの」でないときは５%となります。

この「調査があったことにより更正があるべきことを予知してされたもの」であるかについては、例えば、申告内容を検討した上での非違事項の指摘等により、納税者が、調査のあったことを了知したと認められた後に修正申告書の提出をした場合は、原則として、「更正があるべきことを予知してされたもの」に該当するものと考えられます。

そのため、実地の調査前に帳簿等データを提出いただいたことのみをもって、「更正があるべきことを予知してされたもの」に該当しないものと考えます。

（注）　上記の回答は一般的な例を示したものであり、加算税の適用に当たっては、個々の事実関係を精査した上で判断となります。

【提出を受けた電子データの取扱いに関する事項】

問９　説明文書「税務調査等において納税者等の皆様から提出を受けた帳簿等データの取扱いについて」に記載がされている「国税庁において定めた行政文書管理規則等」とは、具体的にはどのようなものですか。

【答】

「国税庁において定めた行政文書管理規則等」とは、国税庁における行政文書の管理について必要な事項を定めること等を目的とした一連の文書をいい、例えば、「国税庁行政文書管理規則」や「国税庁標準文書保存期間基準（保存期間表）」等がこれに当たります。

なお、当該規則等においては、行政文書として保存がされた税務調査において提出を受けた電子データや帳簿書類等について、課税処分の証拠として保存が必要なものは、保存期間が満了するまで保存すること等が規定されています。

問 10　説明文書「税務調査等において納税者等の皆様から提出を受けた帳簿等データの取扱いについて」において、保存期間が満了した後は消去する旨言及がありますが、帳簿等データの「保存期間が満了した後」とはいつなのでしょうか。

【答】

帳簿等データを含め、国税当局が税務調査等において提出を受けた情報は、行政文書として、国税庁行政文書管理規則等に基づき、標準文書保存期間基準等に従って保存期間を設定した上で、管理しており、

・　保存期間が１年以上のものについては、当該保存期間満了後に消去し、
・　保存期間が１年未満のものについても、保存の必要性がなくなり次第、速やかに消去する

こととしております。

例えば、税務調査で提出を受けた電子データや帳簿書類等について、課税処分の証拠として保存が必要なものは、標準文書保存期間基準等に従って保存期間（通常は７年）を設定した上で、管理し、保存期間が満了した後に消去することとしております。

問 11　税務調査において提出した帳簿等データは、国税当局において、どのように管理されるのでしょうか。

【答】

税務調査において提出いただいた帳簿等データは、国税庁において定めた行政文書管理規則等に従い、厳重に管理することとしております。

例えば、行政文書として保存された帳簿等データについては、

・　アクセス権限を設定（付与）した上で、必要に応じてパスワードの設定、暗号化を行う
・　保存された帳簿等データのうち保存期間が満了したものについては、文書管理規則の規程に基づき確実に消去する、

といった措置を講じております。

問 12　税務調査において提出した帳簿等データは、それ以外の税務調査等で利用されることもあるのでしょうか。また、その場合、個人情報保護の観点から問題ないでしょうか。

【答】

提出のあった帳簿等データを含め、税務調査の過程で把握した情報は、国税庁の任務である「適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」（財務省設置法 19 条）のため、他の事案の税務調査や行政指導のために活用することがあります。

なお、国税職員には、国税通則法により国家公務員法よりも重い守秘義務が課されており、税務調査の過程で把握した情報は、国税庁が定める規則等に従って適切に管理するとともに、他の税務調査の調査対象者に、そうした情報の入手先やその内容が明らかにならないよう、十分に注意して取り扱っております。

また、税務調査において取得した個人情報について、国税庁の任務である「適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」のため、必要に応じて、第三者の税務調査に利用することは、個人情報保護法に規定する利用目的の範囲内であると考えております。

（参考１）財務省設置法（抄）

第 19 条　国税庁は、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とする。

（参考２）個人情報保護法第 69 条（利用及び提供の制限）（抄）

第 69 条　行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

２～４　略

【実地の調査とオンライン調査の関係に関する事項】

問 13　Teams を活用したオンライン面談による調査（例えば、カメラをオンにした数時間の面談）は、「実地の調査」に該当するのでしょうか。

【答】

「実地の調査」とは、国税の調査のうち、税務職員が納税義務者の支配・管理する場所（自宅や事業所）等に臨場して質問検査等を行うものをいいます。

そのため、Teams を活用したオンライン面談による調査は、実際に臨場して質問検査等を行うものではないことから、基本的には、「実地の調査」には該当しないものと考えます。

なお、税務調査においては、事業活動の現況確認等が必要不可欠であると判断した場合には、原則として実地の調査による調査を行うこととしております。その際、効率的な調査の実施に資すると認められる場合には、その調査を進める過程で、Teams を利用した面談を実施する場合があります。

問 14　帳簿等データの提示について、Teams の画面共有機能を用いて該当する帳簿書類等を画面上で示すことは、問題ないでしょうか。

【答】

Teams を利用して面談等を行う場合には、チャットや録音・録画、文字起こし機能等を利用することは守秘義務の観点からご遠慮いただいておりますが、画面共有は機能として利用することは可能です。

国税通則法第 74 条の２から法第 74 条の６までの規定における「物件の提示」とは、税務職員の求めに応じ、遅滞なく当該物件の内容を当該職員が確認し得る状態で示すことをいいます。

そのため、画面共有機能により帳簿書類等データの提示をすることで当該職員が確認しうる状態であれば、問題ないものと考えます。

なお、画面共有による提示だけでは十分に内容が確認できない場合には、現物の確認やデータの提出をお願いすることがあります。

問 15　Teams を活用したオンライン調査の際に、調査担当者の方の身分を証明するものの提示を求めることはできますか。

【答】

法令上、調査担当者は、納税者や税理士の方から身分を示す証明書の提示を請求された際には、身分証明書（国税職務証票の交付を受けている場合は国税職務証票）を提示しなければならないとされています。そのため、Teams を利用したオンライン面談において帳簿等データの提出を依頼する際にも、納税者等の皆様から請求があった場合には、カメラ機能を利用して提示いたします。

なお、実地の調査に当たっては、身分証明書（国税職務証票の交付を受けている場合は国税職務証票）及び質問検査章を必ず携帯し、質問検査等の相手方となる者に提示して調査のために往訪した旨を明らかにした上で、調査に対する理解と協力を得て質問検査等を行うこととしています。

問 16　オンラインストレージサービスにより提出した帳簿等データについて、留置きの対象となるのでしょうか。

【答】

提出物件の「留置き」とは、納税者の方から提出を受けた物件を税務署等の庁舎において占有する状態をいいます。

なお、物件を留め置く際は、当該物件を提出した方に対し、「預り証」に当該物件の名称など必要事項を記載した上で交付することとし、留め置く必要がなくなった場合には遅滞なく当該物件を返還することとしています。

一方、調査の過程で国税当局へ提出するために納税者等の皆様が新たに作成した物件や写しは「留置き」の対象とはならず、臨場時に税務署等のＵＳＢメモリを使用して納税者等の皆様のパソコンから複写したデータを提出いただく場合と同様に、オンラインストレージサービス（PrimeDrive）を利用して提出いただく帳簿等データは、留置きの対象とはなりません。

そのため、物件の留置きに関する文書は交付しませんが、ご提出いただいた帳簿等データに係る国税当局の取扱いについての説明文の交付または口頭による説明を行います。